

商法 出題の意図

問題1

競業取引規制についての基本的な知識と、代表取締役の業務執行権限について確認する問題である。

取締役が、自己または第三者のために会社の事業に属する取引を行う場合には、取締役会(あるいは株主総会)の承認を得なければならない(会社法356条1項1号・365条)。

本件においては、Aは、(名義説・計算説いずれでも)甲社のために代表取締役として、乙社と競合する事業取引を行おうとしているのであるから、乙社の取締役会の承認をえなければならない。これに対して、甲社からみるとAの行為は、「自己または第三者のために」とはいえないので競業取引の承認手続きを経る必要は無い。さらにAは、代表取締役として甲社業務一切についての権限を有しており(349条4項)、甲社は取締役会設置会社ではないので、「業務執行の決定」(362条2項)あるいは「重要な業務執行の決定」(362条4項柱書)としての取締役会決議を経る必要も無い。

問題2

閉鎖会社における新株主の取扱いについて、会社法130条とそれに関連する判例・学説についての基本的知識を確認する問題である。

株主名簿に記載されていない者は、株式会社に対して株主としての地位を対抗することが出来ない(会社法130条)。他方で株主名簿書換未了の譲受人(新株主)であっても、会社が、当該譲受人を株主として取り扱うことは可能であるというのが判例である(最判昭和30年10月20日民集9巻11号1657頁)。学説も、130条の趣旨は会社の事務処理上の便宜を図ることにあるため、会社側が名義書換未了の株式取得者を新株主として取り扱うことを禁じる理由はないとして、判例を支持している。しかしながら、会社が株式譲渡承認を拒否した場合、その後特段の事情も無しに当該株式の譲受人を株主として取扱うという恣意的な処理は認められないと解されている。

一人会社の株主が、その保有する株式を譲渡した場合には、会社の承認決議がなくとも、譲渡が有効であるというのが判例(最判平成5年3月30日民集47巻4号3439頁)・通説の立場である。その理由としては、唯一株主が譲渡に同意している以上、譲渡が有効であるとしても会社の閉鎖性維持という譲渡制限株式の制度趣旨は損なわれないからであると説明されている。